意見書案第３号

オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

令和２年６月26日

提出者　つくば市議会議員　山　本　美　和
賛成者　つくば市議会議員　高　野　文　男
〃　小久保　貴　史
〃　皆　川　幸　枝
〃　木　村　修　寿
〃　塚　本　洋　二
〃　小　野　泰　宏
〃　塩　田　　尚
〃　金　子　和　雄

オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する議案の審議、議決が求められる事態が現実のものとして想定されている。定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態でも、審議、議決などの議会運営方法を確立しておかなければ本会議を開けず、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議決機関として市民の期待に応えることはできない。

しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第１項における出席の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は、現行法上、できないとされている。

一方で、総務省は、令和２年４月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を示したが、本会議でもオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

議会の意思形成過程である委員会審議において、オンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国及び政府においては、議場に参集できないような非常時には、地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議により、遠隔審議、議決が可能となるよう、地方自治法の改正を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年６月26日

つくば市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣